

## 軽自動車やバイクを所有される皆さまへ

# 軽自動車税の課税について

軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車などの所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。軽自動車税の納付は、口座振替(自動払込)が便利です。預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。お手続きは振替を希望する金融機関の窓口でお願いします。

軽自動車税率が変わります

地方税法改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。適用される税率は、車両の種類や最初の新規検査年月によつて異なります。

① 原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

平成28年4月1日現在で登録されている次の車種の車両全てに平成28年度から新税率が適用されます。

車種	平成28年度から(年税額)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,400円
	90ccを超え125cc以下	3,700円
	50cc以下ミニカー	3,700円
軽二輪(125ccを超え250cc以下)	3,600円	
小型二輪(250ccを超えるもの)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他のもの	5,900円

※50cc以下と90cc以下の税額は同じですが、ナンバープレートの区分はこれまでと変わりません。

② 軽三輪・軽四輪以上のもの

最初の新規検査年月(自動車検査証の「初度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

中古車で購入される場合の税率も、自動車検査証の初度検査年月で判断することになります。

車種	最初の新規検査年月(初度検査年月)		
	平成27年3月31日まで(現行税率)	平成27年4月1日以降(新税率)	13年経過※(重課税率)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪(貨物)	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
軽四輪(乗用)	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円

## 小型特殊自動車の登録

トラクターなど農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの人で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局総務振興課にて登録をお願いします。

【登録に必要な物】  
・印鑑(所有者、使用者のもの)  
・販売証明書または車名・車台番号の分かる書類

## 【お問い合わせ先】

税務課 住民税係  
☎52・5853(直通)

## 軽自動車税の減免

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受けるためには、5月24日(火)までに税務課または宮原振興局総務振興課に申請書の提出をしてください。

## 【申請に必要な物】

- ・印鑑
- ・車検証
- ・運転される人の免許証
- ・障害者手帳
- ・通院証明書など(運転者が障がい者本人でない場合)



## 被保険者の皆さまへ

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

## 保険料の決定方法

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

なお、均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の平成28・29年度の保険料率

○均等割額：47,900円 ○所得割率：9.26%

保険料額(年額)	=	均等割額 47,900	+	所得割額 (総所得割金額-33万円)×9.26%
----------	---	----------------	---	-----------------------------

※上限額57万円  
保険料率は平成26・27年度と同一です。

※今年度の保険料額は、7月に計算を行い、保険証と保険料額決定通知書を中旬から下旬にかけて送付しますので、ご確認ください。

## 保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険(※)加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。

※協会けんぽ・健保組合・共済組合など。

## 【所得が低い人の軽減】

◆保険料の均等割額の軽減  
世帯(被保険者と世帯主の総所得金額などに応じて、左の表のとおり均等割額が軽減されます。

※平成28年度は対象者が拡大されました(太枠内)

総所得金額の基準	軽減割合
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる	9割
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額(33万円)」+「26.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
「基礎控除額(33万円)」+「48万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

## 保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は、次の2通りです。

① 特別徴収(通常)

年金からの差し引きです(手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます)。

平成28年4月より年金からの差し引きによって納付

② 普通徴収

納付書での窓口納付、または口座引き落としでの納付です。

## 【平成28年度中に特別徴収へ変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成27年4月2日～平成27年10月1日	普通徴収はありません	平成28年4月から
平成27年10月2日～平成28年3月31日	平成28年7・8・9月	平成28年10月から

## ジェネリック医薬品を ご活用ください

### ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

最初に作られた医薬品(先発医薬品)の特許権存続期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売されている低価格の薬であり、使用することで、医療費の節約につながります。また、薬事法によるさまざまな規制のもと、安全性や品質についてはしっかりとした検査が行われています。

※ジェネリック医薬品に切り替えるときは、かかりつけ医や薬剤師とよく相談し、特徴や価格、注意点などの説明をよく聞きましょう。



## ◆口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により、口座振替による納付へ変更することができ、左記までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

健康福祉課 国民健康保険係  
☎52・5852(直通)

